

令和7年4月23日

委員各位

小牧岩倉衛生組合
事務局長 竹内 隆正

小牧岩倉衛生組合環境センターの公害防止計画書における変更について

令和6年1月25日に、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、「大腸菌群数」が、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」変更されたこと。

また、六価クロム化合物の排出基準が強化されたことに合わせ、協定基準値の排水の項目及び協定基準値及び、測定方法・回数・測定場所の排水の項目を変更します。

記

環境センターの公害防止計画書の変更箇所

1.協定基準値(2)排水

【変更前】

No.	項目	協定基準値
5	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
10	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下

【変更後】

No.	項目	協定基準値
5	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL 以下
10	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下

2.測定方法・回数・測定場所(2)排水

【変更前】

No.	項目
5	大腸菌群数

【変更後】

No.	項目
5	大腸菌数

連絡先：小牧岩倉衛生組合 業務課 稲垣（電話 0568-79-1213）